

第2号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	市民生活部 市民課	
契約締結年月日	令和7年4月18日	
業 務 名	氏名の振り仮名通知書作成等業務委託	
業 務 の 概 要	戸籍に記載される予定の仮の振り仮名を記載した通知の印刷等	
契約金額(税込)	2,750,000円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 中部支店	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること)	
	☒ 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	☐ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	☐ 第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	☐ 第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	☐ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	☐ 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	☐ 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	本通知書は対象者に自己の氏名について確認を促す内容であり、特に漢字氏名の表記を誤りなく発送を行う必要があるため、本市の戸籍情報システム開発事業者である富士フイルムシステムサービス株式会社（以下、同社という。）に通知書作成の委託をすることで、戸籍情報システム準拠のフォントで直接通知書の作成をすることが可能となる。このことにより、通知書の漢字表記に係る確認及び訂正の時間を削減でき、法施行後速やかな通知書の作成及び発送対応につながる。 通知書のデータ出力から納品までの一連の処理を同社に委託することとなるため、一般の印刷事業者等に印刷業務のみ委託する状況と比較し、円滑に事業を進めることが可能となり、事務負担を軽減できること。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、市民生活部市民課です。